

# 第1章 計画の位置付け

## 1.1 計画策定の背景

これまで続いてきた大量生産・消費という社会構造は、国民の生活様式の多様化や利便性の向上など、一定の効果をもたらしました。しかし、一方では廃棄物排出量の増加が環境への負荷を増大させる結果となり、近年、このような環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められるようになっていきます。

廃棄物に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめとする各種廃棄物関係法令が整備され、廃棄物のリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の推進が求められています。

瀬戸内市（以下、「本市」という。）では、平成21年3月に瀬戸内市一般廃棄物処理基本計画（以下、「前計画」という。）を策定し、本市の一般廃棄物の発生・排出抑制、再資源化等に取り組んできました。

こうした状況の中、前計画策定から約9年が経過し、廃棄物を取り巻く社会情勢や市民の意識等の変化をふまえて、ごみ処理及びし尿処理等の方針等について検討する必要が生じてきています。

以上をふまえ、本市では、今後10年間の一般廃棄物に係る収集・運搬計画、中間処理等計画及び最終処分計画等を検討し、廃棄物事業の指標となる新たな一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

なお、本市の長船クリーンセンターの機能が令和4年度にクリーンセンターかもめに統合したことを受け、令和5年3月に計画の一部見直しを行いました。（実績値の更新や将来における推計値等の見直しは行っていません。）

## 1.2 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

本計画の位置付けを図1-1に示します。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定により、市町村が長期的・総合的視点に立って計画的な一般廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、ごみの排出抑制・収集運搬・中間処理・最終処分に至るまでの一連の流れ並びに生活排水やし尿・汚泥の適正処理に関して必要な基本的事項を定めるものです。

ごみについては、①できる限り排出を抑制し、次に廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、②再使用、③再生利用、④熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、その上でどうしても循環的利用が行えず捨てるしかないものについては、⑤適正な処分を行うことを基本とします。

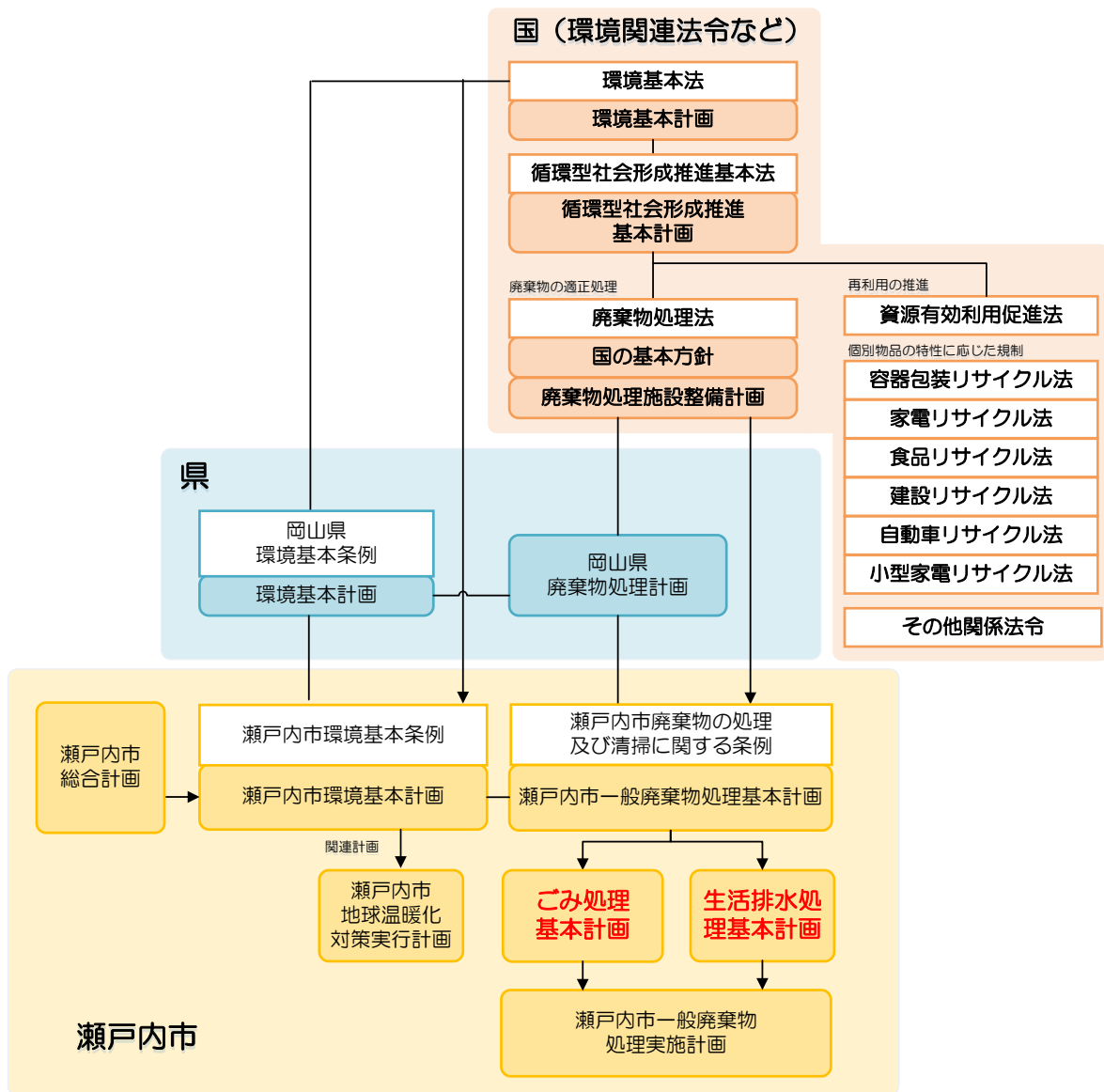


図 1-1 本計画の位置付け

### 1.3 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市全域とします。

## 1.4 計画の適用範囲

本計画の適用範囲は、図1-2に示すとおりです。

一般廃棄物処理基本計画では、当該区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。一般廃棄物は、産業廃棄物以外のごみを示し、大きく固形状のもの（ごみ）と液状のもの（生活排水）に分けられます。

本計画では、固形状のもの（ごみ）として、家庭から排出されるごみ、事業所から排出されるごみ、特別管理一般廃棄物を対象としています。特別管理一般廃棄物は、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物を示します。

液状のもの（生活排水）については生活排水処理基本計画において、基本的な処理方針を定めます。

### 【廃棄物】

占有者がみずから利用した後他人に有償で売却することができないために不要となったもの

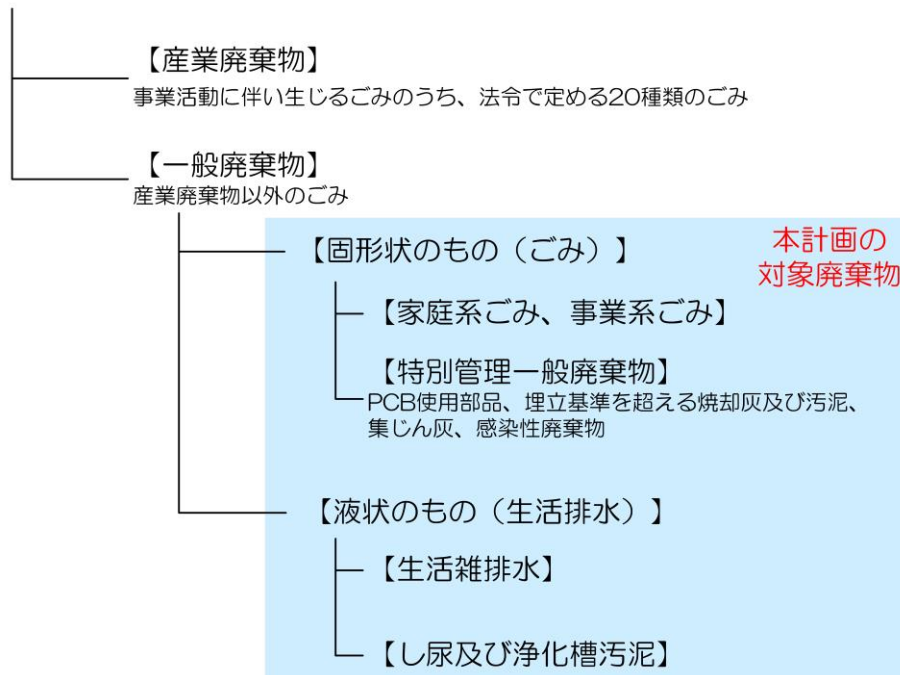


図1-2 本計画の適用範囲

## 1.5 計画目標年度

### 1.5.1 計画対象期間

本計画の対象期間は、平成29年度～令和8年度までの10年間とします。

### 1.5.2 計画目標年度

本計画の目標年度は、10年後の令和8年度とします。また、5年後の令和3年度を中間目標年度とし、必要に応じて計画の見直しを行います。